

# Safety Data Sheet

## 安全データシート

### 1. 化学品および会社情報

#### 製品(混合物)情報

## CAR COOL E【エンジン内部洗浄剤】速効性

用途:自動車用エンジン内部の洗浄剤(速効type)

#### 会社情報

ヤシマ化学工業株式会社

大阪市西淀川区佃6-4-10

担当部署:技術部

TEL:06-4808-0800

FAX:06-4808-0788

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類:

物理化学的危険性

・引火性液体 区分3

健康に対する有害性

・急性毒性(経口) 区分に該当しない(区分外)

・急性毒性(経皮) 区分に該当しない(区分外)

・皮膚腐食性及び刺激性 区分2

・発がん性 区分2

・特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性・麻酔作用)

・誤えん有害性 区分1

※記載がないものは分類対象外または分類できない。

#### GHSラベル表示 絵要素:

- ・炎
- ・感嘆符
- ・健康有害性



注意喚起後: 危険

#### 危険有害性情報:

- ・H226 引火性液体及び蒸気
- ・H315 皮膚刺激
- ・H351 発がんのおそれの疑い
- ・H335 呼吸器への刺激のおそれ
- ・H336 眠気またはめまいのおそれ
- ・H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

#### 注意書き:

- ・P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・P210 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・P233 容器を密閉しておくこと。
- ・P240 容器を接地しアースを取ること。
- ・P241 防爆型の電気/換気/照明機器を使用すること。
- ・P242 火花を発生させない工具を使用すること。
- ・P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- ・P264 取扱い後は手をよく洗うこと。

- ・ P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/聴覚保護具等を着用すること。
- ・ P301+P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
- ・ P302+P352 皮膚についた場合：多量の水/石鹼で洗うこと。
- ・ P303+P361 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水【または+P353 シャワー】で洗うこと。
- ・ P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ P308+P313 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
- ・ P312 気分が悪い時は医師に連絡すること。
- ・ P331 無理に吐かせないこと。
- ・ P332+P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
- ・ P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・ P370+P378 火災の場合：消火するために泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類を使用すること。
- ・ P403+P233 換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。
- ・ P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- ・ P501 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成および成分情報

#### 単一製品・混合物の区別：

混合物

成分名	含有量	CAS No.	化審法 No.	安衛法	PRTR法 No.	毒劇物法該非
ケロシン(1%未満のトルエン、キシレンを含む)	<97	64742-81-0	(9)-1702	(9)-1702	非該当	非該当
添加剤(清浄分散剤)	<5	非公開	非該当	非該当	非該当	非該当
香料	<1	非公開	非該当	非該当	非該当	非該当

化審法 No.

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号

安衛法

表示物質： 施行令第18条 名称等を表示すべき有害物質

通知物質： 法第57条の2、施行令第18条の2別表第9 名称等を通知すべき有害物質

第2種有機溶剤・第3種有機溶剤： 施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則

PRTR法 No.

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）対象化学物質の政令番号

毒劇物該非

毒物劇物取締法：毒物及び劇物取締法の別表一（毒物）、別表二（劇物）、別表三（特定毒物）毒物及び劇物指定令の該当の可否

### 4. 応急措置

#### 吸入した場合:

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。

#### 皮膚に付着した場合:

汚染された衣類を脱ぐこと。皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

#### 眼に入った場合:

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。

#### 飲み込んだ場合:

直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。 無理に吐かせないこと。

直ちに医師の手当、診断を受けること。

---

### 最も重要な急性および遅発症状／影響:

誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、嘔吐、胃痛、下痢等の症状を起こすことがある。また、飲み込んだ本品が肺に吸入されると、肺組織の内出血、肺水腫、化学性肺炎等を起こすことがある。

### 応急措置をする者の保護:

救助者は、状況に応じて適切な保護具（有機溶剤用の防毒マスク等）を着用する。

### 医師に対する特別注意事項:

安静に保ち、医学的な経過観察が不可欠である。

---

## 5. 火災時の措置

### 適切な消火剤:

小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤

大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

### 使ってはならない消火剤:

水（棒状水）を消火に用いてはならない。冷却の目的で霧状水は用いてもよい。

### 特有の消火方法:

引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

### 特有の危険有害性:

火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。加熱により容器が爆発するおそれがある。

蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。

### 消火を行う者の保護:

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

---

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避け

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立ち入りを禁止する。風上に留まる。低地から離れる。密閉された場所に入る前に換気する。

### 環境に対する注意事項:

環境中に放出してはならない。河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

### 回収、中和:

少量の場合：乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。

大量の場合：盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。

### 封じ込め及び浄化方法及び機材:

危険でなければ漏れを止める。漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。

蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。

### 二次災害の防止法:

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

---

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

### 取扱い

#### 技術的対策:

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

### 安全取扱い注意事項:

使用前に取扱説明書を入手すること。すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。接触、吸入又は飲み込んではいけない。  
蒸気、ミスト、スプレーを吸入しないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。

### 接触回避:

『10. 安定性及び反応性』を参照。

### 衛生対策:

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

取扱い後はよく手を洗う。

### 保管

#### 安全な保管条件:

壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。

屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。

床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。

危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。容器を密閉して換気の良い涼しい所で保管すること。

酸化剤から離して保管する。容器は直射日光や火気を避けること。施錠して貯蔵すること。

#### 安全な容器包装材料:

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止および保護措置

### 成分別許容濃度

成分名	許容濃度	指標	出典
ケロシン(1%未満のトルエン、キシレンを含む)	未設定	—	—
添加剤(清浄分散剤)	未設定	—	—
香料	未設定	—	—

### 設備対策:

防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。静電気放電に対する予防措置を講ずること。

できるだけ密閉された装置、機器又は局所排気を設ける。

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

### 保護具:

#### 呼吸器用保護具:

適切な呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク、送気マスク、自給式空気呼吸器等）を着用すること。

#### 手の保護具:

適切な保護手袋を着用すること。

#### 眼の保護具:

適切な眼の保護具（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用すること。

#### 皮膚及び身体の保護具:

適切な保護手袋及び眼、顔面用の保護具を着用すること。

## 9. 物理的および化学的性質

物理状態:

液体

色:

無色～微黄色透明液体

臭い:

石油／溶剤臭

融点／凝固点:

データなし

沸点又は初留点と沸騰範囲:

データなし

可燃性:

有り

爆発限界及び爆発上限界／可燃限界:

データなし

---

引火点:	44°C(TAG密閉式)
自然発火点:	229°C
分解温度:	データなし
pH:	データなし
動粘性率:	データなし
溶解度:	水に不溶
n-オクタノール/水分配係数(log値):	データなし
蒸気圧:	データなし
密度及び/又は相対密度:	0.78~0.82(20 °C)
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	データなし

---

## 10. 安定性および反応性

### 反応性:

強酸化剤と反応する。

### 化学的安定性:

常温、常圧の下では安定である。

### 危険有害反応性の可能性:

酸化剤、硫酸と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。

### 避けるべき条件:

高温、火花、裸火、混触危険物質との接触。

### 混触危険性物質:

酸化剤、硫酸。

### 危険有害な分解生成物:

燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、亜硫酸ガス。

---

## 11. 有害性情報

### 混合物として:

データなし

### 組成物情報:

#### 【ケロシン】

急性毒性 経口	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
経皮	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
吸入: ガス	GHS分類: 分類対象外 (GHSの定義における液体である。)
吸入: 蒸気	GHS分類: 分類できない
吸入: 粉じん及びミスト	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	GHS分類: 区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
呼吸器感作性	GHS分類: 分類できない
皮膚感作性	GHS分類: 分類できない
生殖細胞変異原性	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
発がん性	GHS分類: 区分2
生殖毒性	GHS分類: 分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	GHS分類: 区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	GHS分類: 分類できない
誤えん性有害性	GHS分類: 区分1

#### 【添加剤(清浄分散剤)】

急性毒性 経口	
経皮	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
吸入: ガス	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
吸入: 蒸気	GHS分類: 分類対象外 (GHSの定義における液体である。)

---

---

吸入:粉じん及びミスト	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	GF-GHS分類: 区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
呼吸器感作性	GHS分類: 分類できない
皮膚感作性	GHS分類: 分類できない
生殖細胞変異原性	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
発がん性	GHS分類: 区分 2
生殖毒性	GHS分類: 分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	GHS分類: 区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	GHS分類: 分類できない
誤えん性有害性	GHS分類: 区分 1
<b>【香料】</b>	
急性毒性 経口	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
経皮	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
吸入:ガス	GHS分類: 分類対象外 (GHSの定義における液体である。)
吸入:蒸気	GHS分類: 分類できない
吸入:粉じん及びミスト	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	GHS分類: 区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	GHS分類: 分類できない
呼吸器感作性	GHS分類: 分類できない
皮膚感作性	GHS分類: 区分 1
生殖細胞変異原性	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
発がん性	GHS分類: 区分に該当しない (区分外)
生殖毒性	GHS分類: 分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	GHS分類: 分類できない
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	GHS分類: 分類できない
誤えん性有害性	GHS分類: 分類できない

---

## 12. 環境影響情報

### 混合物として:

データなし

### 組成物情報:

#### 【ケロシン】

水生環境有害性 (急性)	GHS分類: 分類できない
水生環境有害性 (慢性)	GHS分類: 分類できない
オゾン層への有害性	GHS分類: 分類できない

#### 【添加剤(清浄分散剤)】

水生環境有害性 (急性)	GHS分類: 分類できない
水生環境有害性 (慢性)	GHS分類: 分類できない
オゾン層への有害性	GHS分類: 分類できない

#### 【香料】

水生環境有害性 (急性)	GHS分類: 区分 1
水生環境有害性 (慢性)	GHS分類: 区分 1
オゾン層への有害性	GHS分類: 分類できない

---

## 13. 廃棄上の注意

### 残余廃棄物:

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

---

## 汚染容器及び包装:

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

「7.取扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

<b>国際規制:</b>	国連番号:	1993	UN No.:	1993
	国連分類:	3	Class:	3
	国連品名:	その他の引火性液体 (灯油)		
	Proper Shipping Name:	FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.(KEROSENE)		
	容器等級:	III	Packing Group:	III
	海洋汚染物質:	非該当		
	MARPOL 73/78附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質:	非該当		
<b>国内規制:</b>	陸上輸送:	消防法の規制に従う。		
	海上輸送:	船舶安全法に定めるところに従う。		
	航空輸送:	航空法に定めるところに従う。		

### 輸送の特定の安全対策及び条件:

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。  
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。  
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。  
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。移送時にイエローカードの保持が必要。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号) 法57条(名称等を表示すべき有害物) 表示対象物質:ケロシン (灯油) 法57条の2(名称等を通知すべき有害物) 通知対象物質:ケロシン (灯油) リスクアセスメントを実施すべき危険有害物 (法第57条の3)
有機溶剤中毒予防規則	該当なし
消防法	第4類第2石油類【非水溶性液体】
船舶安全法	引火性液体類 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
危険物船舶運送及び貯蔵規則	IMDGコードclass 3 (UN No. 1993(or1223))
下水道法	鉱油排出規制 (5mg/L 許容濃度)
水質汚濁防止法	油分排出規制 (5mg/L 許容濃度)
PRTR法	該当しない
毒物及び劇物取締法(毒劇物取締法)	該当しない

## 16. その他の情報

<b>引用文献:</b>	化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) GHS分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ) JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS) 製品安全データシートの作成指針改訂版 (日本オートケミカル工業会) 産業中毒便覧 (医歯薬出版株式会社) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (海文堂) 国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版 溶剤便覧 急性中毒処置の手引き 絵で見る中毒110番 各原料「SDS」
--------------	---

---

**備考:** 安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者  
者に提供されるものです。  
取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずるこ  
とが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。  
従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。